令和８年９月７日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22475	クロラントラニリプロール粒剤	ホクコーフェルテラ粒剤１	東京都中央区日本橋本町一丁目５番４号　北興化学工業株式会社　代表取締役社長　佐野健一
23203	クロラントラニリプロール・チフルザミド・プロベナゾール粒剤	ホクコーＤｒ．オリゼフェルテラグレータム粒剤	〃

令和８年９月９日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22915	イミダクロプリド・クロラントラニリプロール・イソチアニル粒剤	ルーチントレス箱粒剤	東京都千代田区丸の内一丁目６番５号　バイエルクロップサイエンス株式会社　代表取締役　大島美紀

令和８年９月10日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21318	ジベレリン水溶剤	ＳＴジベラ錠	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰
24249	ジベレリン水溶剤	住友ジベレリン錠剤	〃

令和８年９月11日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16722	フルバリネートくん煙剤	新富士マブリックジェット	群馬県高崎市小八木町313番地　新富士化成薬株式会社　取締役社長　横田因

令和８年９月14日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
24130	クロラントラニリプロール・トリフルメゾピリム・イソチアニル・フラメトピル粒剤	箱維新粒剤	神奈川県川崎市高津区二子六丁目14番10号　協友アグリ株式会社　代表取締役　山田正和

令和８年９月16日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
21906	ボーベリア　バシアーナ剤	ボーベリアン	熊本県熊本市西区花園一丁目11番30号　井筒屋化学産業株式会社　代表取締役社長　小幡英輔

令和８年９月17日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
12261	マラソン乳剤	一農マラソン乳剤	沖縄県沖縄市海邦町３番11　第一農薬株式会社　代表取締役　宮城武人

令和８年９月18日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
22733	ジメトエート粒剤	ホクサンジメトエート粒剤	北海道北広島市北の里27番地４　ホクサン株式会社　代表取締役社長　畠山直樹

令和８年９月24日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
16715	フルバリネート水和剤	クミアイマブリック水和剤２０	東京都台東区池之端一丁目４番26号　クミアイ化学工業株式会社　代表取締役社長　横山優
17944	フルバリネート乳剤	クミアイマブリックＥＷ	〃

令和８年９月25日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
20738	マラソン粉剤	マラソン粉剤３	東京都中央区日本橋二丁目７番１号　住友化学株式会社　社長　水戸信彰

令和８年９月30日付けをもって登録失効したもの

登録番号	農薬の種類	農薬の名称	製造者又は輸入者の氏名及び住所
12266	マラソン乳剤	サンケイマラソン乳剤	沖縄県豊見城市字高安586番地　琉球産経株式会社　代表取締役社長　新垣篤
2532	マラソン乳剤	サンケイマラソン乳剤	鹿児島市南栄二丁目９番地　サンケイ化学株式会社　取締役社長　福谷明
14166	マラソン・ＭＥＰ乳剤	トラサイドＡ乳剤	〃
15469	フェンバレレート・マラソン水和剤	サンケイハクサップ水和剤	〃

○農林水産省告示第千七百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和八年十一月十六日

農林水産大臣　武部　新

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

静岡県浜松市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

１　主伐に係る伐採種は、定めない。

２　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

３　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を静岡県庁及び浜松市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第千三百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年十一月十六日

国土交通大臣　井林　辰憲

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

五ツ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

和歌山県日高郡日高町大字高家及び同町大字池田の区域内の土地のうち、次の一点から二十五点までを順次結んだ線及び一点と二十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°55′51.2226″	135°08′07.8089″
2	33°55′50.4226″	135°08′11.7842″
3	33°55′50.2069″	135°08′15.0935″
4	33°55′50.7220″	135°08′15.3955″
5	33°55′50.8073″	135°08′15.8801″
6	33°55′50.2984″	135°08′16.7221″
7	33°55′48.4578″	135°08′17.5511″
8	33°55′48.3198″	135°08′17.4407″
9	33°55′48.6090″	135°08′16.8482″
10	33°55′49.1286″	135°08′16.7197″
11	33°55′49.1306″	135°08′16.7909″
12	33°55′49.3518″	135°08′16.7917″
13	33°55′49.8435″	135°08′16.5523″
14	33°55′50.0013″	135°08′16.5601″
15	33°55′50.4307″	135°08′16.0647″
16	33°55′50.5058″	135°08′15.5093″
17	33°55′49.9044″	135°08′15.3110″
18	33°55′49.8307″	135°08′14.6574″